

山形県津波災害警戒区域等指定基準の概要

津波災害警戒区域と津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律)

《津波災害警戒区域(イエローゾーン)》

市町村地域防災計画に避難促進施設として定められた社会福祉施設等に対して、避難確保計画を作成し避難訓練の実施を求めるなど、警戒避難体制を整備するため、知事が指定する区域

《津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン・レッドゾーン)》

- ・有料老人ホーム、幼稚園、病院等の建築・開発行為について、居室の床面の高さが基準水位以上であることなど、津波に対して安全なものとするを求め、知事が指定する区域(オレンジゾーン)
- ・オレンジゾーンに加えて住宅等の規制を追加するため、市町村が条例で定めた区域(レッドゾーン)

山形県津波浸水想定・被害想定調査結果の概要

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波による津波浸水想定を設定
被害想定と併せて平成28年3月に公表

《想定結果》

- ・海岸線上における津波最高水位は最大で16.3m
- ・海岸線上における高さ20cmの津波の最短到達時間は、11分から1分未満
- ・この津波による死者 約5,060人(最大となるケース)

⇒ 全員がすぐに避難を開始することで、津波による死者は約960人に減少(81%減)

津波からの避難体制を整備することが重要

山形県津波災害警戒区域等指定基準の策定

- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定を推進
- ・津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定を円滑に進めるため、区域の範囲や手続きなどを「指定基準」として策定

津波災害警戒区域(イエローゾーン)の指定に伴う事項

《イエローゾーンの範囲》

原則として津波浸水想定に定める浸水想定区域の浸水域外側のメッシュ※を線で繋いだ範囲とする。ただし、線で繋ぐことが困難な場合などは、地域の状況に応じ、浸水域外側の直近の字界や道路等までを区域の範囲とすることを可能とする。

※津波浸水想定では、陸域を10mメッシュの計算格子間隔で津波浸水シミュレーションを実施

《手続き》

- ① 県は津波災害警戒区域(イエローゾーン)の案を作成。
- ② 市町へ案提示、区域指定に係る市町の意向照会、住民説明会開催。
- ③ 意向照会の結果、区域指定に同意すると回答した市町があった場合、津波防災地域づくりに関する法律に基づく区域指定の手続きに着手。

《指定後の対応》

[市町]

- ・市町地域防災計画に規定(情報伝達、避難場所・避難経路、津波避難訓練、防災上の配慮を要する者の利用施設等の名称・所在地等)
- ・指定避難施設の指定や管理協定締結による津波避難施設の確保

[避難促進施設所有者・管理者]

避難促進施設(避難困難者利用施設等であって、市町村地域防災計画に定められたもの)に係る避難確保計画作成、津波避難訓練の実施等

[宅地建物取引業者]

宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)の指定に伴う事項

《オレンジゾーンの範囲》

津波災害警戒区域(イエローゾーン)のうち、原則として基準水位2.0m以上となる区域を基本とする。ただし、地域の状況に合わせて指定することを可能とする。

《手続き》

- ① 県は市町の合意を得て津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)の案を作成。
- ② 市町へ案提示、区域指定に係る市町の意向照会、住民説明会開催。
- ③ 意向照会の結果、区域指定に同意すると回答した市町があった場合、津波防災地域づくりに関する法律に基づく区域指定の手続きに着手。

《指定後の対応》

[県]

- ・特定開発行為の制限
- ・特定建築行為の制限

[市町]

レッドゾーンの指定(任意)

[宅地建物取引業者]

宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

津波災害特別警戒区域(レッドゾーン)の検討の方向性

レッドゾーンの対象区域は、オレンジゾーンの区域のうち、津波による被害リスクと浸水深の関係や「地域づくり」との整合等の検討により設定することが可能であると考えられる。